

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例

平成 20 年 2 月 15 日

条例第 4 号

改正 平成 21 年 2 月 12 日 条例第 2 号

改正 平成 21 年 8 月 24 日 条例第 9 号

改正 平成 22 年 2 月 17 日 条例第 5 号

改正 平成 23 年 2 月 17 日 条例第 2 号

改正 平成 25 年 3 月 12 日 条例第 2 号

改正 平成 26 年 2 月 14 日 条例第 2 号

改正 平成 27 年 2 月 16 日 条例第 5 号

(設置)

第 1 条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）に基づき後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、茨城県後期高齢者医療制度臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の額で、歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 広域連合が茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号。以下「医療条例」という。）附則第 5 条、附則第 10 条又は附則第 13 条の規定により読み替えて適用される医療条例第 15 条の規定により保険料の被保険者均等割額を減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号。以下「算定政令」という。）第 10 条第 2 項の規定により減額される額を除く。）するための財源に充てる場合
- (2) 前号に規定する被扶養者であった被保険者に係る保険料の被保険者均等割額の減額に関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てる場合
- (3) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合又は広域連合を構成する市町村（以下「関係市町村」という。）が実施する後期高齢者医療制度に関する説明会の開催並びに周知及び広報のための経費の財源に充てる場合
- (4) 広域連合が事業計画を策定し、関係市町村において後期高齢者医療制度に関するきめ細やかな相談を実施するための体制整備を講じるための経費の財源に充てる場合
- (5) 広域連合が医療条例第 14 条第 1 項第 1 号の 2 の規定により保険料の被保険者均等割額を減額（算定政令第 10 条第 1 項の規定により減額される額を除く。）又は医療条例第 14 条第 2 項及び附則第 7 条の規定により保険料の所得割額を減額するための財源に充てる場合
- (6) 広域連合が医療条例附則第 8 条又は附則第 11 条及び附則第 14 条の規定により読み替えて適用される医療条例第 14 条第 1 項第 1 号の規定により保険料の被保険者均等割額を減額（算定政令第 10 条第 1 項の規定により減額される額を除く。）するための財源に充てる場合

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

第 2 条 この条例は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（基金残額の返還）

第 3 条 前条の場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国

庫に納付するものとする。

附 則（平成 21 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第 6 条第 3 号及び第 4 号の規定は、平成 20 年 10 月 31 日から適用する。

附 則（平成 21 年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年条例第 5 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 2 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 2 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 2 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 5 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。